

2022年4月1日

《SDGs への取組み》 LGBTQ に対応した融資の取扱いについて

東北労働金庫（理事長：砂金 良昭）では、「ジェンダー平等」「多様性のある社会」にお応えするため「法的に婚姻関係のないパートナー」に対応した融資の取扱いを下記のとおり開始します。

今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えし、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに貢献するために、よりよい商品の充実・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 融資取扱概要

(1) 住宅ローン

内容	「申込人と同居する法的に婚姻関係のないパートナー」の方の収入合算
必要書類	・合意契約に係る公正証書（正本または謄本） ・金銭消費貸借契約時における住民票謄本

※ 法的に婚姻関係のないパートナーとは、性別を問わず「婚姻届け未提出の方（事実婚）」、または「法的に婚姻届の提出が認められていない方（同性パートナー）」のことです。

※ 連帯債務となる場合、夫婦連生団信へご加入いただきます。

※ 合意契約に係る公正証書には以下の2点が明記されていることとします。

ア. 愛情と信頼に基づく真摯な関係であること

イ. 同居し共同生活において互いに責任をもって協力し、共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと

(2) 教育ローン

内容	「申込人と同居する法的に婚姻関係のないパートナー」のお子さまの教育費を資金使途の対象といたします。
必要書類	住民票等

※ 公的書類により、お子さまの同居を確認させていただきます。

2. 取扱開始日

2022年4月1日（金）

以上

〔本件に関するお問い合わせ先〕

東北労働金庫 経営企画課 山口・遠藤 TEL 022-227-1356
